

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録については、申立期間①は13万円、申立期間②は8万円、申立期間③は9万8,000円、申立期間④は16万円、申立期間⑤は13万円、申立期間⑥は19万6,000円及び申立期間⑦は12万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月24日
② 平成16年7月26日
③ 平成17年7月22日
④ 平成17年12月22日
⑤ 平成18年7月26日
⑥ 平成18年12月22日
⑦ 平成19年7月24日

ねんきん定期便により、申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険の記録が無いことが分かった。

A社は、社会保険事務所（当時）に申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しようとしたが、社会保険事務所から時効により厚生年金保険料を納付することができない旨の通知があり、当該届出を行わなかった。

保管している賞与明細書及び預金通帳により、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることは間違いないので、年金給付額に反映されるよう申立期間の標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（写）及び賞与明細書（写）により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生

年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このため、申立期間に係る標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（写）及び賞与明細書（写）における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は13万円、申立期間②は8万円、申立期間③は9万8,000円、申立期間④は16万円、申立期間⑤は13万円、申立期間⑥は19万6,000円及び申立期間⑦は12万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所へ提出しておらず、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から同年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から同年9月まで
平成6年3月に大学を卒業した後、就職した会社を同年4月の途中で辞めて実家に帰り、大学院入学のため勉強をしていたので、学生時代と同様に、役場で国民年金保険料の全額免除の申請を行った。
私を取り巻く状況が変わるたび、国民年金保険料の免除の申請を行っているのに、申立期間のみ申請していないのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私を取り巻く状況が変わるたび、国民年金保険料の免除の申請を行っている。」と述べているところ、申立期間以前の平成3年11月から6年3月までの大学在学中の期間、申立期間以後の18年10月から20年3月までの期間及び21年3月から現在までの期間について、その都度、保険料の免除申請を行い、承認されており、申立期間において失業中であった申立人が免除申請をしたとしても不自然ではない。

しかしながら、申立人の国民年金保険料の免除申請がなされたことを示す関連資料（免除決定通知書等）が無い上、保険料の免除が承認されるためには、保険料免除基準に基づき被保険者の属する世帯の世帯全員の前年の所得額から算定された数値が当該基準で規定された数値以下であることが必要であるところ、申立期間当時、申立人の父親のオンライン記録から算出した所得額を基に算定した数値は、免除基準数値を上回っていたと考えられ、仮に申立人が免除申請を行っていたとしても、当該申請が承認されたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から53年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から53年7月まで
昭和47年12月に夫の転勤に伴いA市へ転居した際に、夫が国民年金の加入手続を行ってくれた。

国民年金に加入後は、A市に居住していた期間及びB市に居住した昭和52年4月以降の申立期間についても、集金に来ていた女性の方に、ずっと国民年金保険料を納付していたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、「A市及びB市ともに女性の集金人が来ていたと思うが、国民年金保険料額や領収書の様式等について全く覚えていない。」と述べている上、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を数回納付したとする申立人の夫は、「申立人の国民年金手帳の交付状況、国民年金保険料額及び領収書の様式等について、申立期間当時のことはよく覚えていない。」旨述べており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が居住していたA市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿が無い上、同市は、「一度でも国民年金に加入していれば、国民年金異動連絡票兼索引簿を作成し保管しているはずであるが、申立人に係る同索引簿は無い。」としており、同市における申立人の国民年金の加入記録は見当たらない。

さらに、申立人は、B市において昭和53年8月9日付けで国民年金に任意加入していることが、申立人が所持する年金手帳及び同市が保管する国民年金被保険者名簿により確認でき、申立人はこのころに同市において国民年金の任意加入手続を行ったと推認されることから、申立期間は国民年金の未

加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 699

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 1 日から 57 年 3 月 2 日まで
申立期間当時、A社及びB社の代表取締役として勤務していたが、B社における厚生年金保険の加入日が同社の新規適用日（昭和 55 年 9 月 1 日）より後の昭和 57 年 3 月 2 日となっていることに納得がいかない。B社における厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和 55 年 9 月 1 日に訂正、若しくは、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を 57 年 3 月 2 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間においてA社及びB社の代表取締役であったことが閉鎖登記簿謄本により確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社の厚生年金保険被保険者であった申立人及びB社の取締役二人は、昭和 57 年 3 月ころに同社の全喪日である 55 年 9 月 1 日にさかのぼって厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、「A社もB社も全喪する最後のころは社会保険料を滞納していたかもしれない。」と供述している上、前述の取締役の一人は、「申立人は、A社及びB社のすべてを取り仕切っていた。」と証言していることから、申立人が、当該資格喪失手続について関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間当時、A社において、社会保険事務に関与していた申立人が自らの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る訂正処理に関与しながら、この処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、昭和 55 年 9 月 1 日から 57 年 3 月 2 日までの期間について、同社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできな

い。

2 一方、B社については、申立人は、「B社の代表取締役として同社の厚生年金保険の加入手続を行い、昭和55年9月1日付けで資格取得届を提出したはずである。」と主張しているところ、オンライン記録によると、同社は昭和55年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が同社の従業員であったとして紹介した者は、同日付けで厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、申立人は57年3月2日に厚生年金保険に加入しており、当該処理は同年3月4日に行われていることが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険被保険者番号に欠番は無い上、社会保険事務所（当時）の一連の手続に不自然な事務処理も見当たらないことから、申立期間について記録の欠落あるいは申立人以外による記録管理も考え難い。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除についての記憶が明確ではないことから、厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、前述のとおり、申立人は、申立期間当時、B社の代表取締役であった上、前述の取締役の証言等により、同社の社会保険事務に関与していたと認められることから、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたと認められたとしても、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書きの規定により、B社が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、申立期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

愛媛厚生年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 1 日から 30 年 8 月 1 日まで
公共職業安定所で知り合った 3 人と一緒に、昭和 29 年 10 月ころ、A 社（現在は、B 社）に就職したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 30 年 8 月 1 日となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことは、複数の同僚の証言により推認できる。

しかしながら、申立人と同じく昭和 30 年 8 月 1 日付けで A 社において厚生年金保険に加入している元従業員は、「申立期間当時、A 社では、正社員になるための試用期間があった。」旨証言している上、申立人が、申立人と一緒に同社に就職したとして氏名を挙げた同僚 3 人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同じ 30 年 8 月 1 日となっていることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、同社は入社後すぐには、厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていた可能性がうかがわれる。

また、B 社は、「申立期間当時の関係資料は無く、申立人に係る当時の状況は不明である。」旨回答しており、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 6 日から同年 8 月 15 日まで

申立期間において、A社が所有するB丸に乗船していたことが船員手帳に記載されているにもかかわらず、船員保険の加入記録が無いので、当該期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社が所有するB丸に甲板員として乗船していたことは、申立人から提出された船員手帳から確認できる。

しかしながら、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間又はその前後の期間に船員保険に加入していることが確認できる元船員のうち一人は、「A社は、乗組員が乗船した際、すぐには船員保険に加入させていなかったと思う。」旨証言している上、別の一人は、「私が所持する船員手帳には、昭和 42 年 8 月 8 日から同年 9 月 15 日までの間、A社の船に乗船した記録が確認できるが、船員保険の加入記録は無い。乗船してもすぐ辞めてしまいそうな船員については、同社は船員保険に加入させていなかったと思う。」旨証言していることから、同社は、申立期間当時、乗船期間の短い一部の船員について船員保険に加入させない取扱いを行っていた可能性がうかがわれる。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、申立期間及びその前後の期間における船員保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、A社は、昭和 54 年 9 月 1 日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主及びB丸の船長は、既に死亡している上、申立人は、一緒に乗船した同僚を記憶しておらず、申立人に係る船員保険の

適用状況等について、証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 702

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 2 月 1 日まで
昭和 46 年 5 月から 48 年 2 月ころまでA社の健康保険証を使用した覚えがあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和46年5月から48年2月ころまでA社の健康保険証を使用した覚えがあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」旨申立てている。

しかしながら、A社の元事務担当者は、「A社は昭和47年2月ころ倒産した。申立人は、同社の倒産により退社したと思う。同社は倒産により廃業した後は業務を行っていない。」と証言している上、事業所名簿によると、同社は昭和47年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、更に申立人に係る雇用保険の加入記録によると、申立人は同年1月20日に離職していることが確認できることから、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたとは考え難い。

また、A社における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の「証返納年月日」欄に、健康保険被保険者証の返納年月日が記入されていない上、申立人は、家庭の事情で健康保険被保険者証を返納する機会が無かった旨述べていることから、申立人は、同社における健康保険厚生年金保険被保険者資格を喪失する際、健康保険被保険者証を返納していなかったものと考えられる。

さらに、A社は前述のとおり、昭和47年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の資料は無い上、当該期間当時の事

業主は既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月 10 日から同年 8 月 30 日まで
② 昭和 41 年 5 月 20 日から同年 8 月 30 日まで

社会保険事務所（当時）から送付されたねんきん特別便により、A社所有のB丸に乗船していた申立期間①及びC社所有のD丸に乗船していた申立期間②について、船員保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、上記船舶に乗船していたことは確かなので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る船員保険被保険者名簿（船名の記録無し）により、申立期間①当時に共同で漁を行うために出港していた同社所有の船舶に乗船していたことが確認できる乗組員 10 人に申立人の勤務実態について確認したところ、申立人を記憶している 6 人の中で申立人の乗船時期又は乗船期間を記憶している 3 人のうち、1 人は、「昭和 40 年 5 月 10 日ごろ、申立人と一緒にA社を退職した。」、残りの 2 人は、「申立人は、B丸に 2 か月ないし 3 か月しか乗船しておらず、同僚 1 人（申立人と一緒にA社を退職したとする上記の乗組員）と同じころに退職した。」と証言していること、及び申立人を記憶しているものの、申立人の乗船時期又は乗船期間を記憶していない乗組員 3 人のうち、1 人は、「申立期間①当時は、毎年 8 月に、いったん、漁を終えていたが、申立人については、あまり記憶が無いので、昭和 40 年 8 月より前に、A社を退職した可能性がある。」と証言していることから、申立人が申立期間①において、B丸に乗船していたことを確認することはできない。

また、A社は、既に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっている上、

申立期間①当時の社会保険事務担当者2人は、氏名を特定できず、連絡先が不明であるため、申立期間①当時における申立人の船員保険加入状況について確認することはできない。

さらに、A社は、前述のとおり、既に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっている上、申立期間①当時の事業主及び経理担当者は、いずれも連絡先が不明であるため、申立期間①当時の申立人に係る船員保険料の控除について確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間①当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが、申立人の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が記憶するD丸の船長及び同僚6人のうち、船長は、申立人の乗船時期又は乗船期間を記憶しておらず、同僚は、いずれも死亡又は連絡先が不明であることから、申立期間②当時における申立人の勤務実態について確認することはできない。

また、C社は、既に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっている上、申立期間②当時の事業主は、連絡先が不明であり、上記船長及び同僚6人のうち、船長は、申立期間②当時の社会保険事務担当者を記憶しておらず、同僚は、前述のとおり、いずれも死亡又は連絡先が不明であることから、申立期間②当時における社会保険事務担当者を特定することはできず、申立期間②当時における申立人の船員保険加入状況について確認することはできない。

さらに、C社は、前述のとおり、既に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっている上、申立期間②当時の事業主及び経理担当者は、いずれも連絡先が不明であるため、申立期間②当時の申立人に係る船員保険料の控除について確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間②当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが、申立人の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月1日から35年10月1日まで
2年ほど前に送付されたねんきん特別便により、A社における厚生年金保険の加入期間が3か月しかなく、申立期間当時の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A社B営業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚一人は、「申立人は、申立期間当時、C市にあったA社において、私と一緒にD社（現在は、E社）本店の新築工事に係る現場事務を担当しており、1年間ぐらい勤務していたと思う。夏服を着て撮影された申立人の写真もあるので、昭和35年10月以前から勤務していたことは確かである。」と証言していること、及びA社は、「申立期間当時、C市にあった当社の出先の名称は、A社F営業所G連絡所である。」と回答していることから、申立人は、申立期間当時、同連絡所に勤務していたものと推認される。

しかしながら、A社は、「申立期間当時、当社F営業所G連絡所の従業員については、上部組織である同営業所において、厚生年金保険の加入手続を行っていた。」と回答しているところ、同連絡所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが、オンライン記録により確認できる。

また、上記同僚は、「昭和33年にA社に入社し、39年まで現場事務を担当していたが、厚生年金保険に加入したのは、入社から2年ないし3年後である。」と証言しており、申立人と同じ昭和35年10月1日に同社F営業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが、同営業所に係る

健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時における賃金台帳等厚生年金保険料の控除について確認できる資料は残っていない。」と回答している上、申立期間当時の経理担当者は、連絡先が不明であることから、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 705

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 6 日から 45 年 3 月 1 日まで
社会保険庁（当時）から郵送されたねんきん特別便を見ると、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、昭和 44 年 6 月から申立期間を含む 10 か月ぐらいの間、A社に勤務していた記憶があり、給与の手取額は、申立期間当時も厚生年金保険に加入した記録のある申立期間前とほぼ同じであったと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A社に勤務していたと申し立てているが、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間当時勤務していたのは、申立人が勤務先として主張するA社ではなく、B社であったことが推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間当時に勤務していたとみられるB社は、申立人が、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 45 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、適用事業所となっていなかったことが、オンライン記録により確認できる上、同社は、既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時に社会保険事務及び経理を担当していた事業主は、死亡していることから、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は、死亡していること、及び申立期間当時、同社に勤務していた従業員等から、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していた旨の証言が得られないことから、申立人の勤務実態を確認することはできない。

さらに、A社の申立期間当時の経理担当者一人は、申立期間当時における厚生年金保険料の控除について、覚えていないとしていることから、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月から平成元年 9 月まで
② 平成 4 年 12 月から 6 年 8 月まで
③ 平成 8 年 2 月から同年 9 月まで
④ 平成 8 年 9 月から 9 年 2 月まで
⑤ 平成 9 年 9 月から同年 12 月

厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及び④、B社に勤務していた申立期間②、C社に勤務していた申立期間③及びD社に勤務していた申立期間⑤について、加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、これらの会社において乗務員として勤務していたことは確かであり、厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を控除されていた記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び④について、申立人が、A社に勤務していたことが、複数の同僚の証言により、時期は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、オンライン記録により申立期間①及び④当時にA社に勤務していたことが確認できる複数の同僚は、申立人について、アルバイトの乗務員であったため、厚生年金保険に加入していなかった旨証言している上、同社の事業主は、「申立期間①及び④当時の社会保険関係の資料を廃棄しているため、申立期間①及び④当時、申立人が、厚生年金保険に加入していたかどうか確認することはできないが、アルバイトの乗務員については厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、A社の事業主は、「申立期間①及び④当時の賃金台帳等厚生年金保険料の控除について確認できる資料を廃棄している上、申立人の給与か

ら厚生年金保険料を控除していたかどうかについて覚えていない。」としているほか、申立期間①及び④当時の社会保険事務及び経理担当の事務員2人は、氏名及び連絡先が不明であり、申立期間①及び④当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人は、E市において、申立期間④当時、国民健康保険に加入していたことが、同市の回答により確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人はB社に勤務していたと申し立てているが、同社から提出された申立人の雇用保険被保険者離職証明書（事業所控）（写）により、申立人は、けがのため、平成4年3月25日から同年11月30日まで休業した後、同年11月30日付けで依願退職していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間②当時の平成4年12月1日から6年8月11日まで、任意継続の健康保険に加入していたことが、全国健康保険協会F支部の回答により確認できることから、申立期間②当時、厚生年金保険に加入していなかったものと推認される。

さらに、B社の事業主は、「時期は覚えていないが、申立人から、申立期間②当時における厚生年金保険の加入について照会があったので、申立人に賃金台帳等を見せて、未加入となっていることを説明したことを覚えており、申立期間②当時、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」と回答している。

加えて、申立人は、「平成4年3月ごろ、運転中の事故により入院し、2年以上休業したが、当該休業期間も厚生年金保険に加入しており、このうち、1年分の厚生年金保険料（約50万円）をB社の事務所に持参し、年配の女性従業員に手渡したと思う。」と供述しているところ、当該供述は、上記平成4年11月30日付け依願退職及び同年12月1日から6年8月11日まで任意継続の健康保険に加入していたことと矛盾する。

このほか、申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、申立期間③以後の平成8年11月8日から9年2月27日までC社に勤務していたことが、同社から提出された申立人の出勤簿により確認できる。

しかしながら、C社の事業主は、「申立人は、出勤簿により勤務が確認できる平成8年11月8日から9年2月27日までアルバイトの乗務員をしていたが、アルバイトの乗務員については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、C社の事業主は、「申立人は、出勤簿により勤務が確認できる期間において、厚生年金保険に加入していなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答しているところ、当該期間の

うち、平成8年11月の厚生年金保険料を控除していないことが、同社が保管する申立人の賃金台帳により確認できる。

さらに、申立人は、E市において、申立期間③当時、国民健康保険に加入していたことが、同市の回答により確認できる。

このほか、申立期間③の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間⑤について、申立人はD社に勤務していたと申し立てているが、申立人は申立期間⑤当時、雇用保険に加入していなかったことが、雇用保険の加入記録により確認できる上、同社の事業主は、「申立期間⑤当時の人事記録は既に廃棄している上、申立人が当社に勤務していたかどうか記憶に無い。」と回答し、オンライン記録により申立期間⑤当時に同社に勤務していたことが確認できる従業員の中で連絡の取れた6人は、いずれも「申立人を覚えていない。」と証言していることから、申立期間⑤当時における申立人の勤務実態について確認することはできない。

また、申立期間⑤以前の平成7年8月からD社の社会保険事務手を委託されている社会保険労務士は、「D社について、電算機に入力している厚生年金保険の加入記録及び厚生年金保険被保険者資格取得届（控）等を確認したが、申立人の加入記録及び資格取得届（控）は、見当たらなかった。」と証言している。

さらに、D社の事業主は、「申立期間⑤当時の賃金台帳等厚生年金保険料の控除を確認できる資料を既に廃棄している。」としている上、申立期間⑤当時の経理担当の事務員1人は、申立期間⑤当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について、記憶に無いとしている。

加えて、申立人は、E市において、申立期間⑤当時、国民健康保険に加入していたことが、同市の回答により確認できる。

このほか、申立期間⑤の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。